作成例１５

 変 更 条 文 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
|  新 園 則 （収容定員） 第１０条 この幼稚園の収容定員は２００人と　する。 （※認可事項）  （教職員組織） 第１１条 この幼稚園に次の教職員を置く。 　　 １ 園 長 　　　　　　　 ２ 教 諭 ４人以上  ３ 助教諭 １人以上  （以下省略） （園児納付金） 第１９条 　入園料 35,000円 　保育料 月額12,000円（但し、３才児は　　　 　　　　　　　13,000円） 　　 　　　　　　　附　　則 この園則は、平成２４年４月１日から施行する。　　附　　則 この園則は、令和３年４月１日から施行する。　ただし、令和３年度からの新入園児に係る入園料については、令和２年１１月１日から施行する。 |  旧 園 則 （収容定員） 第１０条 この幼稚園の収容定員は１２０人と　　　する。  （教職員組織） 第１１条 この幼稚園に次の教職員を置く。  １ 園 長  ２ 教 諭 ２人以上  ３ 助教諭 １人以上  （以下省略） （園児納付金） 第１９条 　　入園料 30,000円 　保育料 月額10,000円（但し、３才児は　　　　　　　　 　　12,000円） 　　 　　附　　則 　この園則は、平成２４年４月１日から施行する。  |
| 注・入園料の変更がある場合のみ ただし書き以下を加えて下さい。（入園料は、１１月に徴収するため）注・過去の変更年月日についても 削除せずに残しておき、変更があ る度に積み重ねていって下さい。 |  |  |
|  |
|  |